

第114～117号議案 関係資料

北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）に関する意見について

北部大阪都市計画用途地域の変更（高槻市決定）について

北部大阪都市計画高度地区の変更（高槻市決定）について

北部大阪都市計画防火及び準防火地域の変更（高槻市決定）について

1 富田奈佐原線の変更について

1-1 変更概要

大阪府において、富田奈佐原線の一部区間の変更及び廃止を行うものである。
また、廃止する区間の一部において、用途地域等も併せて変更する。



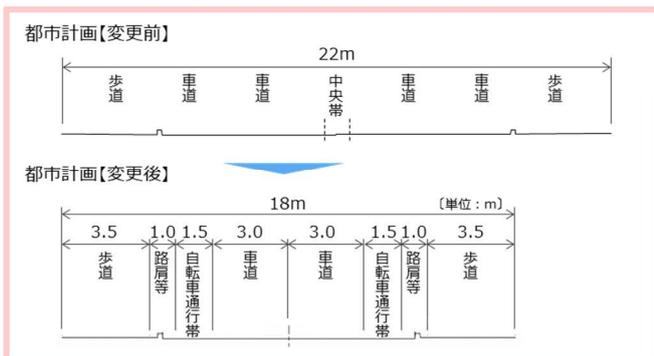
番号	変更内容
①	富田奈佐原線 一部区間の変更（府決定）
②	富田奈佐原線 一部区間の廃止（府決定）
③	用途地域、高度地区、防火・ 準防火地域の変更（市決定）

1-2 富田奈佐原線の一部区間の変更（府決定）

富田奈佐原線の一部区間を、4車線から2車線に変更、標準幅員2.2mを1.8mに変更する。

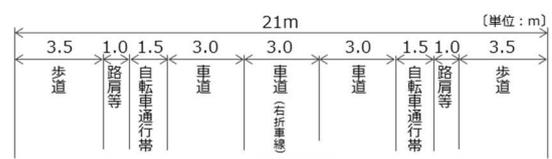


標準断面図（参考図）



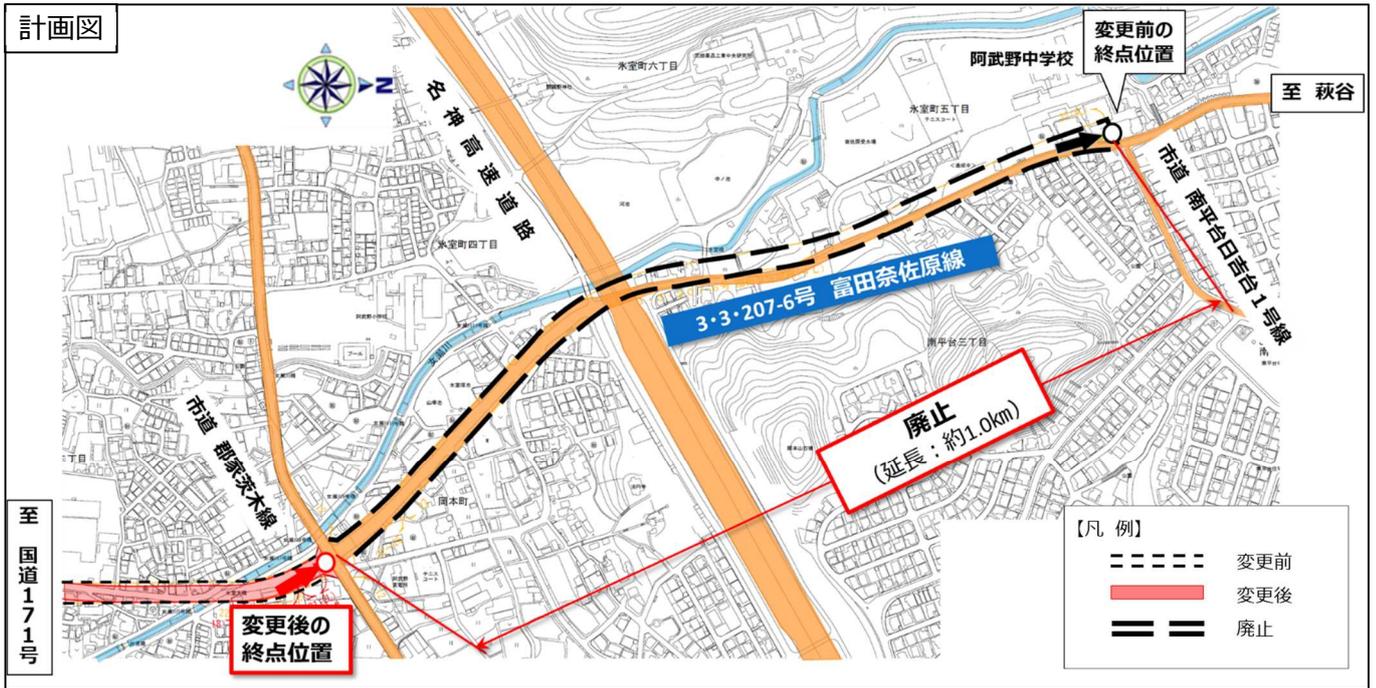
（交差点部）

都市計画【変更後】



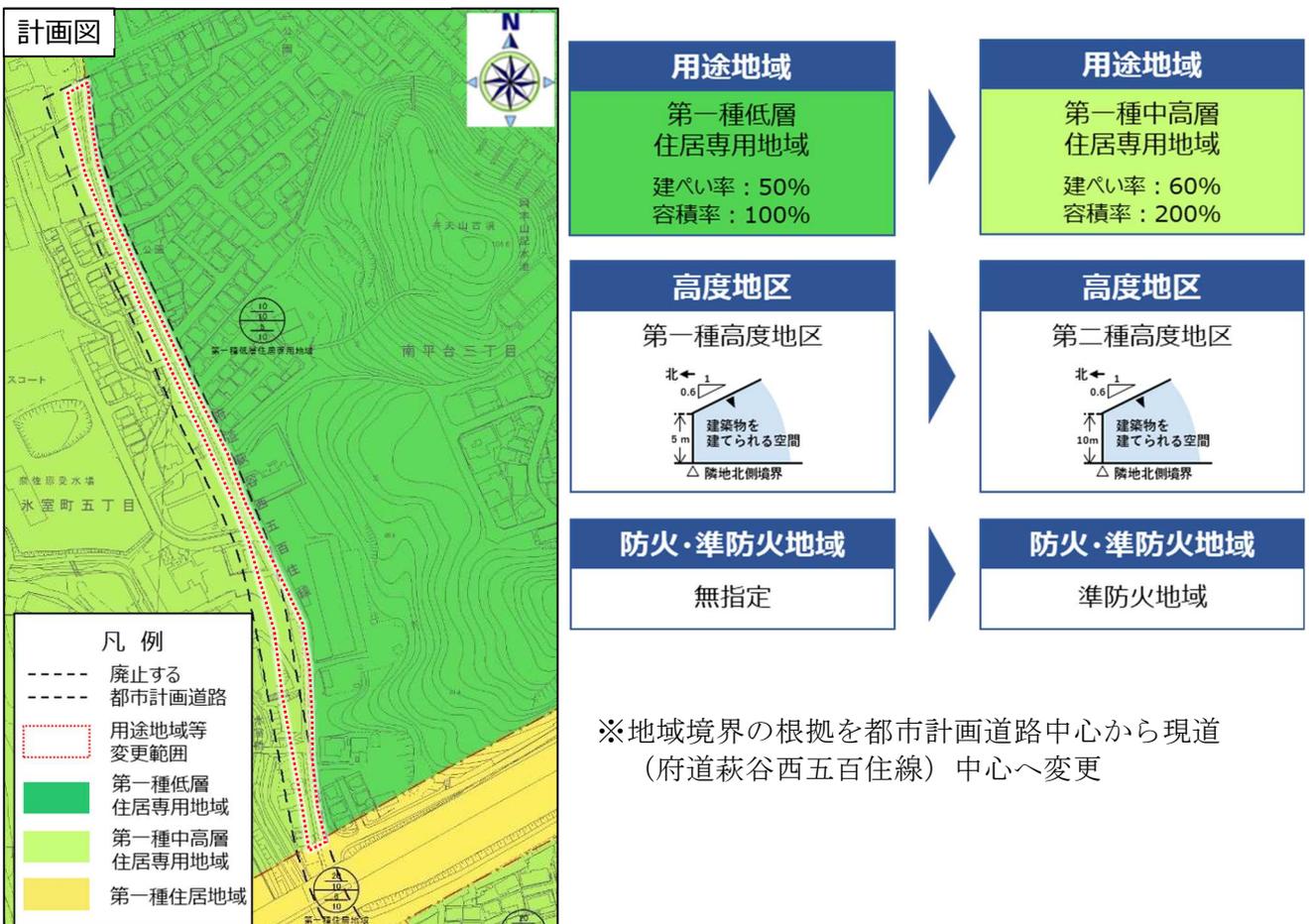
1-3 富田奈佐原線の一部区間の廃止（府決定）

富田奈佐原線の一部区間を廃止する。



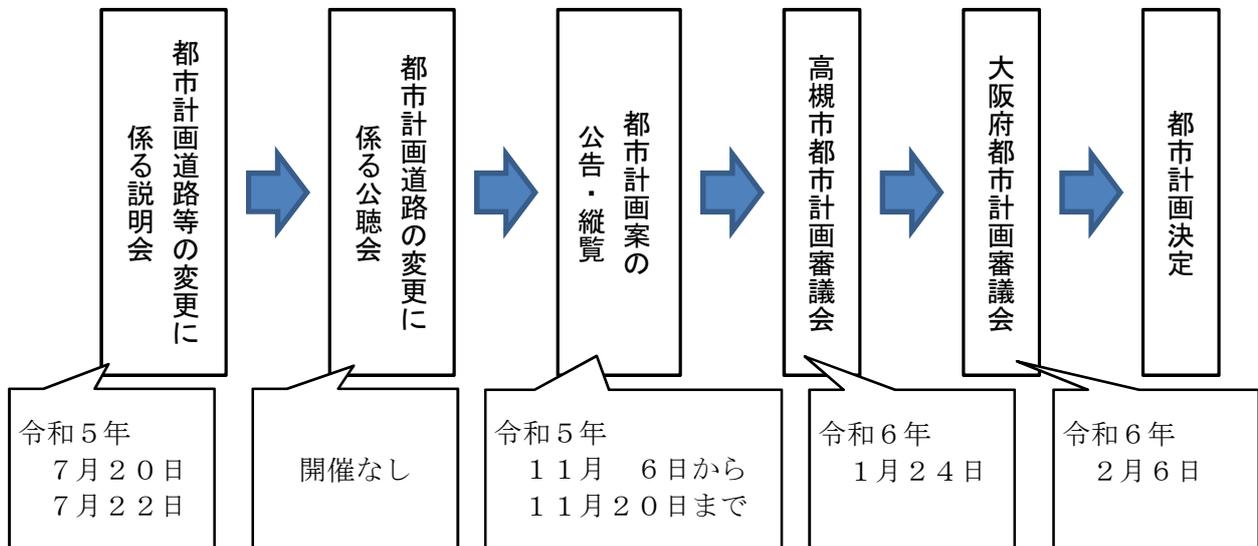
1-4 用途地域等の変更（市決定）

富田奈佐原線の一部区間の廃止に伴い、当該路線を地域境界の根拠としていた用途地域、高度地区、防火・準防火地域の変更を行う。なお、この変更による既存不適格建築物は発生しない。



2 都市計画法に基づく手続き

2-1 都市計画手続きフロー



2-2 説明会の開催、公告・縦覧

(1) 説明会

区分	期間	参加者数	場所
都市計画道路等の変更に係る説明会	令和5年7月20日	85名	今城塚公民館
	令和5年7月22日	79名	

(2) 公聴会

区分	期間	公述人数	場所
都市計画道路の変更に係る公聴会	開催なし	—	—

(3) 都市計画案の公告・縦覧

区分	期間	意見書・提出者数	場所
都市計画案の公告・縦覧	令和5年11月6日～ 11月20日	なし	大阪府計画調整課 (府決定分)
			高槻市都市づくり推進課 (市決定分)

(4) 都市計画に係る意見等の概要

○説明会

<計画に関すること>

No.	主な意見の要旨	回答（回答者）
1	現道より東側に拡幅する都市計画となるのはなぜか。	現在の都市計画が概ね現道の西側に沿って計画されているため、都市計画変更後も出来るだけ新たな制限をかけないように、西側を基準に東側に拡幅する予定です。（大阪府）
2	将来交通量予測等に基づき車線数を4車線から2車線に変更するかどうか、交通量の考え方は。	令和3年度の道路交通センサスでは、当該路線の交通量は9,691台/日で、昭和44年（現在の都市計画の変更決定）の将来予測交通量を大きく下回っています。将来交通量予測については、現道に加えて現時点で事業着手している路線を含めた道路ネットワークにて交通量推計を実施しており、2車線で十分と判断したものです。（大阪府）
3	都市計画の廃止に反対。既にセットバックしてある物件もあり、計画を存置すべき。	大阪府全体の将来交通量予測等から本路線を見直した結果、廃止することとしたものです。（大阪府）
4	廃止区間については、都市計画法53条の建築制限がなくなるのか。	廃止区間や縮小され都市計画が外れるところについては、都市計画審議会に諮り、承認され、告示手続きを行った後は、都市計画法53条の建築制限がなくなります。（大阪府）
5	都市計画法53条の建築制限がなくなれば、税額が上がるのか。	都市計画に伴う建築制限により税に減価補正がかかっていましたが、建築制限がなくなるため、減価補正がなくなります。減価補正は場所によって異なるため、詳しくは高槻市資産税課へお問い合わせください。（高槻市）

<事業に関すること>

No.	主な意見の要旨	回答（回答者）
6	用地買収や工事着手、完成等のスケジュールはいつ頃になるのか。	令和5年度の都市計画変更告示後、令和6年度に国道171号から市道郡家茨木線の1.2kmのうち、事業化区間を決定し、事業認可の取得をめざします。その後、用地買収、道路工事の工程になりますが、事業実施区間や時期については現時点では未定です。（大阪府）
7	住むところがなくなれば、どうなるのか。代替地を斡旋してくれるのか。	用地買収は公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき金銭補償するもので、移転先の斡旋は行いません。（大阪府）
8	用地買収の対象者には、事前の説明会があるのか。	令和7年度より用地測量や境界確定等を実施する予定ですが、事業開始前に改めて説明会の開催を予定しています。（大阪府）
9	現況道路には電柱があり、狭くなっている。今回の事業では無電柱化するのか。	歩道整備に合わせて電線類地中化事業を実施していく方針です。（大阪府）
10	道路が完成するまでに少しでも安全全面を改善する方法はないのか。	1.2kmすべての整備には時間を要するため、ある程度まとまった事業地が確保できた区間から、現道の交通安全対策を個別に検討したいと考えています。（大阪府）